

## 福岡地区水道企業団契約事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、福岡地区水道企業団の契約事務取扱基準を定めることを目的とする。

### (資格審査)

第2条 福岡地区水道企業団契約事務規程(昭和48年福岡市企業管理規程第6号(以下「規程」という。))第4条(第21条において準用する場合を含む。)に規定する競争入札参加者の資格審査は、規程第3条の規定による競争入札参加資格審査申請に基づき、契約種類ごとに行う。

### (入札参加者資格審査委員会)

第3条 競争入札参加者の資格審査の適正を期するため、入札参加者資格審査委員会(以下「資格委員会」という。)を置く。

2 資格委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。

4 委員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

施設部長、総務課長、財務課長、計画課長、施設課長、牛頸浄水場長、水質センター所長、海水淡水化センター所長

5 委員長は、会務を総理し、資格委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、施設部長がその職務を代理する。

第4条 資格委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) 競争入札参加資格の認定に関する事項

(2) 一般競争入札による場合における規程第2条第3項に規定する更に必要な資格

(3) 規程第20条の2第1項に規定する公募型指名競争入札による場合における同条第3項に規定する必要な要件

(4) 設計金額が2億円以上の工事若しくは製造の請負契約又は予定額が6,000万円以上の物品の購入契約に関して指名競争入札による場合における指名理由

(5) 設計金額が2億円以上の工事若しくは製造の請負契約又は予定額が6,000万円以上の物品の購入契約に関して随意契約による場合における随意契約の理由

(6) その他委員長が必要と認める事項

第5条 資格委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

第6条 企業長は、資格委員会の審査結果に基づき、資格を有する者を認定する。

この場合において、別表第1に掲げる契約については、資格を有する者を予定金額に応じ同表に定める等級に区分する。

(入札保証金の納付)

第7条 入札保証金を納付させるときは、納入通知書により出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に納付させる。

2 有価証券をもって入札保証金を納付させるときは、入札の前日までに有価証券の種類、額面、枚数などを記載した書類を提出させ、有価証券を企業出納員に納付させる。

(入札保証金の確認)

第8条 入札保証金の納付確認は、開札前に領収書又は保険証券により行わなければならない。

(随意契約)

第9条 随意契約を行うときは、2以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 特命随意契約(契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるものをいう。)を行うとき。

(2) 売買、貸借、請負その他の契約でその設計金額又は予定額が10万円以下のものを行うとき。

(設計金額等による予定価格の作成)

第10条 工事又は製造の請負契約にあつては設計金額が、物品の購入、不用品の売払い等の契約にあつては、当該設計金額又は予定額をもって予定価格とすることができる。

2 前項に規定するほか、工事又は製造の請負契約においてあらかじめ予定価格を公表する場合は、設計金額をもって予定価格とすることができる。

3 前2項の規定により設計金額又は予定額をもって予定価格とするときは、当該設計金額又は予定額を記載した書面をもって規程第16条に規定する書面とすることができる。

(契約保証金の納付等)

第11条 第7条及び第8条の規定は、契約保証金の納付及びその確認についてこれを準用

する。

(部分払の回数)

第12条 規程第39条第1項の規定により、代価の部分払をする場合の回数は、次のとおりとする。

- |          |                    |      |
|----------|--------------------|------|
| (1) 契約金額 | 500万円未満            | 1回   |
| (2) 契約金額 | 500万円以上2,000万円未満   | 2回以内 |
| (3) 契約金額 | 2,000万円以上5,000万円未満 | 3回以内 |
| (4) 契約金額 | 5,000万円以上          | 3回以内 |
- (ただし、3,000万円増すごとに1回を加えることができる。)

(部分払の算定)

第13条 規程第39条の規定による部分払は、次の各号に掲げる費用については、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 仮設工事費 目的の用途に使用できるようになったときに規程第39条第2項の規定により算定する。
- (2) 運搬費 運搬の状況を考慮して定める。
- (3) 諸経費 総工費に対する既済部分の代価の比率による。

(火災保険)

第14条 規程第39条第3項の規定による火災保険の額は、既済部分について企業長が算定した額以上とし、保険期間の終期は、工事完成期限後20日とする。ただし、工期を変更したときは、必要に応じ、期間を延長させなければならない。

2 土木工事については、火災保険に加入することを要しないものとする。

(目的物の受渡し)

第15条 規程第45条第3項の規定する可分給付の履行である場合とは、設計上及び事実上引渡し部分が明確に分割できるものの履行である場合とする。

## 附 則

この要綱による改正後の福岡地区水道企業団契約事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

附 則

昭和47年4月 1日一部改正  
昭和49年4月22日一部改正  
昭和52年4月 1日一部改正  
昭和58年4月 1日一部改正  
昭和62年4月 1日一部改正

平成 6年 4月 1日一部改正  
平成 6年 9月 1日一部改正  
平成 7年 8月 1日一部改正  
平成 8年 4月 1日一部改正  
平成10年 4月 1日一部改正  
平成11年 8月 1日一部改正  
平成12年10月 1日一部改正  
平成13年 4月 1日一部改正  
平成13年 8月 1日一部改正  
平成17年 4月 1日一部改正  
平成17年 8月 1日一部改正  
平成21年 8月 1日一部改正  
平成23年 4月 1日一部改正  
平成25年 8月 1日一部改正  
平成28年 8月 1日一部改正

別表第1

1 一般土木工事請負契約

予 定 金 額	等 級
2億円以上	A
7,000万円以上 2億円未満	B
2,000万円以上 7,000万円未満	C
2,000万円未満	D

2 建築工事請負契約

予 定 金 額	等 級
3億円以上	A
8,000万円以上 3億円未満	B
2,000万円以上 8,000万円未満	C
2,000万円未満	D

3 電気工事請負契約

予 定 金 額	等 級
5,000万円以上	A
1,500万円以上 5,000万円未満	B
1,500万円未満	C

4 管工事請負契約

予 定 金 額	等 級
5,000万円以上	A
1,500万円以上 5,000万円未満	B
1,500万円未満	C

5 ほ装工事請負契約

予 定 金 額	等 級
2, 5 0 0万円以上	A
2, 5 0 0万円未満	B

6 管2種工事請負契約

予 定 金 額	等 級
2億円以上	A
7, 0 0 0万円以上 2億円未満	B
2, 0 0 0万円以上 7, 0 0 0万円未満	C
2, 0 0 0万円未満	D